

令和8年度外国人介護人材受入支援事業（外国人介護人材集合研修）に係る 業務委託仕様書

1 業務の目的

県内で就労する介護職種の技能実習生及び介護分野における第1号特定技能外国人に対して、介護技能の向上のための集合研修を実施することにより、外国人介護人材が県内の介護現場において円滑に就労・定着できるようにすることを目的とする。

2 委託業務の内容

(1) 業務の概要

- ア 研修カリキュラムの策定
- イ 研修の到達目標や内容、講師、教材等の選定
- ウ 研修の日程の設定、確保
- エ 研修で使用する補助資料やアンケートの作成、とりまとめ
- オ 研修開催案内の作成、周知
- カ 受講申込の受付
- キ 研修の運営
- ク 研修実施後の報告書の作成
- ケ 経費の支払い
- コ その他研修の実施上必要な事項

(2) 研修対象者

研修対象者は、鹿児島県内で就労する介護職種の技能実習生及び介護分野における第1号特定技能外国人とする。

なお、その他の職員等について研修に参加することは差し支えないが、参加費用は自己負担とすること。

(3) 研修内容

研修内容は、研修対象者が介護現場に円滑に就労・定着できるようにする観点から必要と考えられる内容（①研修対象者が各施設で学んだ介護技術の定着を目的とした復習や確認、②介護の日本語、文化の理解等）とし、具体的なカリキュラムについては、受託者において設定すること。

なお、集合形式での開催の際においては、研修は講義（座学）のみならず、演習を取り入れて行うこと。

(4) 研修体制

研修講師は、外国人の介護職員を対象とした研修を適切に実施することができる者を選定すること。また、必要に応じて通訳や日本語指導の専門家を配置するなど、研修対象者が効果的に学習できるような体制とし、個々の能力にも対応できるよう努めること。

(5) 研修教材

研修教材は、介護や日本語の専門家の意見を踏まえて、効果的な学習ができるよう配慮すること。

なお、研修教材として、国が補助事業で作成した「介護の日本語テキスト」や、介護の日本語学習に関するWEBコンテンツ「にほんごをまなぼう」などの活用が考えられる。

(6) 研修実施方法

各地域振興局・支庁単位で2回以上実施することが望ましいが、対象となる参加者がいない等特別な事情がある場合はこの限りではない。

このうち、離島地域については、熊毛エリアと大島エリアにおいて隔年交互で実施するものとし、実施地域については、県と協議のうえ決定するものとする。

また、新型コロナウイルス感染症対策を講ずる等の理由により集合形式による実施が困難な場合、研修の実施規模や対象範囲を踏まえ集合形式よりもオンライン方式による研修の方が効率的に実施できる場合、研修内容がオンライン方式による研修でも適切に実施できる内容である場合は、オンライン方式による研修も可能とする。

なお、会場や開催日程の選定に当たっては、受講者が参加しやすいよう工夫すること。

(7) 受講料

受講料はテキスト代を含め無料とすること。ただし、研修会場までの交通費については、受講者又は介護事業所等の負担とすること。

(8) 介護事業所等への周知、受講者の決定

受託者は、県内の介護事業所等に対して研修の開催について周知すること。

また、受託者は、介護事業所から受講申込みのあった者について、受講の日程と会場を決定し、介護事業所等へ通知すること。

なお、受講者の募集及び選定に当たっては、介護事業所における雇用期間が2年未満の者を優先するものとする。

(9) 研修成果等の確認

研修の実施に当たっては、研修のねらい、到達目標、修得する技能等をあらかじめ明確にしておくこと。また、研修の開始時と終了時に確認テストを実施するとともに、研修対象者への受講アンケート等により、受講者の研修成果や今後の改善点を把握するための取組を行うこと。

(10) 経費の支払い

委託事業を実施するために必要な次に掲げる経費については、受託者が支払うこと。

ア 会場借上料、講師への謝金及び交通費、教材等の経費

イ 介護事業所等への周知・受講者の決定等に係る事務経費

3 委託料の対象経費

委託料の対象経費は、次に掲げるものとし、本委託業務に要した経費として特定でき、それ以外の経費と区分整理されるものに限る。

ア 報酬

イ 賃金

ウ 共済費

エ 報償費

オ 旅費

- カ 需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費）
- キ 会議費
- ク 役務費（雑役務費、通信運搬費、手数料、広告料、保険料）
- ケ 使用料及び賃借料
- コ 備品購入費

4 業務計画書の提出

受託者は、業務の実施に当たっては、業務計画書（第１号様式）を委託契約締結後速やかに作成し、県に提出するものとする。

5 実績報告書及び収支報告書の提出

受託者は、委託業務が終了したときは、速やかに実績報告書（第２号様式）及び収支報告書（第３号様式）を作成し、事業実績を確認できる書類を添付して県に提出するものとする。

6 その他事業実施に当たっての留意事項

不正がある場合は、事業費の全部又は一部の返還を求める場合がある。

7 メール送信に関するセキュリティ対策

メール送信における情報流出を防止するため、受託業務におけるメール送信においては、以下に示す適切な措置を実施し、後日確認できるよう記録すること。また、県が求めた場合は、実施している措置の内容及び記録を書面で提出すること。

- (1) 利用しているメールシステムで誤送信防止機能（上長承認・送信遅延・警告表示等）の利用が可能な場合は、有効化すること
- (2) 個人情報（個人のメールアドレスを含む）を取り扱う業務の場合にあって、誤送信防止機能を利用できない場合は、通常のメール送信時の情報セキュリティ対策に加えて対策を定め、書面で県に提出すること
- (3) 送信前に、宛先、CC を使用していないこと、BCC 欄を使用していること及び添付ファイルの内容の二重確認（ダブルチェック）を実施すること
- (4) 個人情報を含む添付ファイルの暗号化またはパスワード保護すること
- (5) 上記を含む受託者におけるメール送信手順書を作成し備えること

8 郵送・FAX送信に関するセキュリティ対策

郵送・FAX送信における情報流出を防止するため、受託業務における郵送・FAX送信においては、以下に示す適切な措置を実施し、後日確認できるよう記録すること。また、県が求めた場合は、実施している措置の内容及び記録を書面で提出すること。

- (1) 送付先の宛名、住所（FAXの場合は、FAX番号）、送付物の内容を二重確認（ダブルチェック）すること
- (2) また、送付物に宛名、住所が表示される場合は、窓付き封筒の宛名、住所として使用できるよう送付物のレイアウト等を工夫すること

- (3) 個人情報を送送する場合は、必要に応じ追跡可能な郵送手段を利用すること
- (4) F A Xを送信する場合は、F A X送信機に登録された番号を使用し、手入力しないこと
- (5) また、F A X送信時は、テスト送信の上、送信先に到着確認をし、F A X番号に誤りがないことを確認した後、送信すること
- (6) 上記を含む受託者における郵送・F A X送信手順書を作成し備えること

9 職員に関するセキュリティ対策

受託者は、本業務に従事する職員全員に対し、情報セキュリティ対策を含む、業務実施に必要な知識および技能を習得させるため、事前研修および定期的な研修を実施し、後日確認できるよう記録すること。また、県が求めた場合は、研修の内容及び記録を書面で提出すること。

なお、研修の内容には、以下を必ず含むこと。

- (1) 個人情報保護及び情報セキュリティに関する事項
- (2) 情報流出防止対策

10 証拠書類の整備及び保管

本事業について、事業終了後も含めて、今後、鹿児島県監査委員や会計検査院の検査対象となる場合があるので、検査に積極的に協力するとともに、事業の報告や必要な書類の提出等の説明責任を果たすこと。

また、本事業の支出内容及び実績報告書の内容を確認できる関係書類を整備の上、事業が完了した日の属する年度の終了後5年間は保管しておくこと。

★前払金について

契約書案の変更を行う（上期（契約後すぐ）1／2、下期（10月）に1／2払い）

（業務委託料の支払）

第●条 乙は、第●条第●項及び第●項の規定による検査及び再検査の合格の通知を受けたときは、甲に対し業務委託料の支払を書面により請求するものとする。

2 甲は、前項の書面を受理したときは、その日から30日以内に業務委託料を支払うものとする。

（前払金）

第●条 乙は、甲に対して、業務委託料の前払金として、令和8年9月までに契約金額の2分の1以内、令和9年1月から2月までの間に残額を請求することができる。

2 前条第2項の規定は前払金にも準用する。

（前払金の返還）

第●条 前条第1項の規定により契約が解除された場合において、前払金を受けた乙は、前払金額から前条第3項の規定による支払金額を控除してなお余剰があるときは、その余剰額に利息を付して甲に返還しなければならない。

2 前項の利息の額は、前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ、前項の余剰額（その額が100円未満であるときはその額を、その額に100円未満の端数があるときはその端数を切り捨てる。）に対して年3.0パーセントの割合で計算した額（その額が100円未満であるときはその額を、その額に100円未満の端数があるときはその端数を切り捨てる。）とする。